

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

規制の名称：一般信書便事業の許可基準等の見直し（配達頻度や送達日数等の見直し）

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省情報流通行政局郵政行政部企画課信書便事業室・郵便課

評価実施時期：令和8年5月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

郵便事業を取り巻く社会・経済環境等が変化する中で郵便サービスの安定的な提供を確保するため、郵便法（昭和22年法律第165号）を改正し郵便サービスの提供水準を見直す（緩和）とともに、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）においても、郵便法と同様（注）に、一般信書便役務の提供水準につき、次の規制（緩和）を行うもの。

- ① 一般信書便事業の許可基準（信書便物の配達頻度）及び役務の要件（送達日数）の見直し
 - ・ 信書便物の配達頻度に係る基準（週6日以上）の配達を、「週5日以上」に緩和
 - ・ 送達日数に係る要件（原則3日以内）の配達を、「原則4日以内」に緩和

- ② 配達地により異なる額の料金を定めることができる信書便物の範囲の拡大

（注）信書便法では、一般信書便事業者（全国全面参入型の信書の送達事業を営む者。以下同じ。）と日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）との対等な競争条件を確保等するため、一般信書便事業者に対して、日本郵便に対する郵便法の規律と同水準の規律を課している。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を下回るが、対応の変更は不要
- 想定を下回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

| | | 算出方法と数値 |
|---|-------|--|
| ① | 事前評価時 | — (本規制緩和で、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、一般信書便事業者の参入が実現した場合には、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるようになる可能性がある。) |
| | 事後評価時 | 現時点で、一般信書便事業者として参入している事業者はおらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。 |

<負担>

■行政費用

| | | 算出方法と数値 |
|---|-------|--|
| ① | 事前評価時 | — (令和2年10月時点で、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないため、規制の対象となる者はおらず、行政費用は規制導入前後で変わらないものと見込む。なお、本規制は、一般信書便役務の提供水準を変更するものに過ぎず、今後、規制の対 |

| | | |
|--|-------|---|
| | | 象となる者が参入したとしても、行政が行う許可等手続やモニタリングの必要性には変更がないことから、規制導入後に手続に係る行政費用が増加することは考えられない。） |
| | 事後評価時 | 現時点で、一般信書便事業者として参入している事業者はおらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。 |

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

| | | 算出方法と数値 |
|---|-------|---|
| ① | 事前評価時 | — （令和2年10月時点で、一般信書便事業者は存在しないため、顕在化する負担は直ちには想定されない。） |
| | 事後評価時 | 現時点で、一般信書便事業者として参入している事業者はおらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時に見込んだものから乖離はない。 |

3 考察

現時点で、一般信書便事業者として参入している事業者はおらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないが、勘案すべき社会経済情勢等の変化は生じておらず、日本郵便との対等な競争条件を確保するために一般信書便役務の提供水準について郵便法と同様の見直し（緩和）を行う必要性や、その効果・費用については、事前評価時に見込んだものから乖離はないことから、本規制を継続することが妥当であると考えられる。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

規制の名称：一般信書便事業の許可基準等の見直し（配達頻度や送達日数等の見直し）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課・信書便事業課

評価実施時期：令和2年10月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii 及び vii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

| 番号 | 該当要件 |
|----|---|
| i | 規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。 |
| ii | 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。 |

| | |
|-----|--|
| iii | <p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p> |
| iv | <p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p> |
| v | <p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p> |
| vi | <p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p> |
| vii | <p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p> |

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）により、民間事業者が信書の送達事業を提供することを可能としている（信書便法の施行前は、郵便事業として国のみが提供。）。信書便法は、一般信書便事業者（全国全面参入型の信書の送達事業を営む者。）のクリームスキミング（採算性の高い地域又は特定の需要者層のみに特化した形での参入）により日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）による郵便の役務の提供に支障が生じないようにするとともに、日本郵便との対等な競争条件を確保するため、一般信書便事業者に対しては、日本郵便に対する郵便法（昭和22年法律第165号）の規律と同水準の規律が課されているところ。令和2年10月現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有している事業者も承知してしないが、今回の規制を行わない場合^(※)、郵便法の規律内容と差異が生じるため、将来的に一般信書便事業者が参入した際や参入を検討するに当たって、日本郵便との対等な競争条件が確保できないおそれがあることをベースラインとする。

※：郵便法は、今回の規制により、郵便業務管理規程の認可基準のうち、郵便物の配達頻度及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うこととしている。（配達日を「週6日以上配達」から「週5日以上配達」に緩和、「原則3日以内の送達」から「原則4日以内の送達」に緩和。）

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

②に記載のとおり、信書便法は、郵便法の規律と同水準の規律を一般信書便事業者に課すことによって、全国全面参入型の信書の送達事業を民間事業者が提供することを可能としている。一方で、郵便事業は国民生活に不可欠なユニバーサルサービスとして、日本郵便に対して提供が義務づけられている。昨今、SNS、電子商取引等のデジタル化の進展による利用者ニーズの変化や少子高齢化といった郵便事業を取り巻く社会・経済環境の変化の中で、郵便物数の大幅減少や労働力不足が生じており、現在の郵便サービス水準を維持した場合、近い将来には郵便事業の収支は赤字化するとともに、社員の労働負荷の増加が見込まれ、ユニバーサルサービスの安定的な提供自体が難しい状況となる。こうした状況を回避するためには、事業収支の改善と労働環境の改

善の必要があるが、日本郵便の経営努力（郵便需要の拡大策、再配達削減策、新技術の活用等）だけでは対応が難しく、また、郵便料金の値上げによる収支改善を図ろうとしても労働環境の改善には直結せず、むしろ利用者の郵便離れを加速するおそれも大きいと考えられる。そのため、今回は、非規制の政策手段ではなく、郵便法令が求める郵便サービスの提供水準を見直す（緩和する）ことで、課題解決を図ることとしているところ。

信書便法においても、一般信書便事業者に対して、郵便法と同様の規律を課さない場合、今後、一般信書便事業者のクリームスキミングが発生するおそれや、郵便を提供する日本郵便との対等な競争条件が確保できず参入の弊害となるおそれがある。これらの問題を抑止するために、信書便法において、同基準の規制をすることが妥当。

（現時点で、一般信書便事業者は存在しておらず今後参入の意向を有している事業者も承知していないため、信書便法のうち一般信書便事業に関する規制の対象となる者は、直ちに予測又は特定できない。）

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

令和2年10月現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有している事業者も承知してしないため、今回の規制を導入した場合に規制の対象となる者はおらず、具体的に「遵守費用」を把握することは困難であるものの、規制は現行よりも緩和されることから、「遵守費用」は軽減されるもの（例：業務遂行のための人件費等）と推測される。なお、同内容の規制を導入する郵便法について、規制の対象となる日本郵便は、今回の規制の導入（緩和）により、規制を遵守するための集配要員の配置が不要となること等から+約625億円の収益改善効果があると推計している。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

令和2年10月現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないため、今回の規制を導入した場合に規制の対象となる者はおらず、「行政費用」は規制導入前後で変わらないものと見込む。なお、今回の規制は、一般信書便役務を提供するに当たって求められる水準を変更するものに過ぎず、今後、規制の対象となる者が参入したとしても、行政が行う許可等手続やモニタリングの必要性には変更がないことから、規制導入後に手続に係る「行政費用」が増加することは考えられない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の規制は、昨今の SNS、電子商取引等のデジタル化の進展による利用者ニーズの変化や少子高齢化といった郵便事業及び一般信書便事業を取り巻く社会・経済環境の変化を踏まえたうえで、安定的なサービス提供を行うための制度見直し（規制緩和）であるため、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、一般信書便事業者の参入が実現した場合には、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便サービスを利用する者が複数のサービスからより適当なサービスを選択できるようになる可能性がある。（現時点で、一般信書便事業者は存在しないため、負の副次的な影響及び波及的な影響は直ちには想定されない又はごく僅かであると言える。）

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策（平成30年2月14日付け諮問第1227号）「郵便サービスのあり方に関する検討」 答申（令和元年9月10日付け情報通信審議会）※の内容を受けて、今回の規制緩和を行うものである。

※ 郵便サービスを取り巻く社会環境等が変化する中で、郵便サービスの利用者ニーズの変化への対応と適切で安定的なサービス提供に向けた郵便サービスのあり方についての検討内容をとりまとめたもの。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 5 年以内に、改正後の規定の執行の状況について、事後評価を実施するものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

一般信書便事業者の参入状況を確認することとする。また、一般信書便事業者が参入している場合は、日本郵便との対等な競争条件が確保できているかについて、確認することとする。

具体的な指標として、「一般信書便事業者の参入数」や「一般信書便事業者の引受信書便物数」等を確認することとする。